

公的研究費等の不正行為に関する通報窓口について

■ 学内外からの研究費不正行為に関する通報（相談）を受け付ける窓口を、経営管理局総務課とします。

■ 通報・相談の受付方法

○電話、電子メール、FAX、書面または面会により受け付けています。

○通報者からの情報を正確に把握し、迅速に対応するため、書面での通報の際には[通報届の様式](#)を使用してください。

○受付場所：至学館大学 経営管理局 総務課、大府キャンパス内オピニオンボックス

○受付時間：午前 8:30～11:30 午後 12:30～17:00（オピニオンボックスは終日投函可）

※ただし、土・日・祝および年末年始（12月29日～1月3日）は業務を行っておりません。

■ 書面等送付・連絡先

◆郵送：〒474-8651 愛知県大府市横根町名高山 55

至学館大学 経営管理局 総務課 宛

※「通報」と明記してください。

◆電話：0562-46-1217（直通） FAX：0562-44-1313

◆Eメール：m_syomu@sgk.ac.jp

◆オピニオンボックス：大府キャンパス正門横（向かって左手脇 青色のポスト）

注意事項

通報をされる方は、以下の事項をご確認のうえ、電話、電子メール、ファックス、書面または面会によりご連絡ください。

- (1) 通報にあたっては、通報者の氏名および連絡先を記入してください。
- (2) 通報の内容は、至学館大学において通報対象事実が生じ、または、まさに生じようとしていることを具体的に記述してください。
- (3) 通報内容を把握するため、窓口より連絡させていただくことがあります。
- (4) 受け付けた通報は、調査の必要性を検討し受理するか否かの決定を行います。また、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させていただきます。
- (5) お寄せいただいた内容が一般的なご意見、苦情等の類であり、通報対象事実でない場合は、情報提供として所掌部局等に転送させていただき、業務の改善に活用させていただきます旨、ご了承ください。
- (6) 通報（相談）による秘密は、個人情報の保護に関する法律等により守られます。
- (7) 通報者が虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報をした場合には、規則等により懲戒処分となることがあります。

※ 通報届の様式 ([EXCEL 形式、26KB](#); [PDF 形式、90KB](#))